

# ◇◇◇名刺にシンボルマークと会員番号を！◇◇◇

## 公益社団法人長野県社会福祉士会 シンボルマーク取扱い要領

(目的)

第1条 この要領は、公益社団法人長野県社会福祉士会（以下「本会」という。）のシンボルマークの取扱い（基準及び留意点等）を定めるものとする。

(シンボルマーク)

第2条 本会のシンボルマークは、本会の広報活動及び各種研修会に積極的に活用するものとする。

2 本会のシンボルマークは、図1のとおりとする。

3 中期ビジョン2020のシンボルマークは、図2のとおりとする。

4 シンボルマークは、原則として本会が定める色及び形状を用いる努力をしなければならない。

5 前項の規定でモノクロの場合はこの限りではない。

(証明書等での活用)

第3条 本会のシンボルマークは、名刺等会員であることを証明する等に積極的に活用するものとする。

(名刺レイアウト)

第4条 名刺レイアウトは、原則として図3のとおりとする。

2 ①のシンボルマークの大きさは、原則として縦8mm 横15mm程度とする。

3 ②は、正式名称である公益社団法人長野県社会福祉士会と表記する。

4 ③は、必要に応じて所属する委員会名を入れるものとする。

5 ④は、氏名記載する。必要に応じてふりがなを入れるものとする

6 ⑤は、住所、電話、FAX、携帯電話番号、メールアドレス、ホームページアドレス等の連絡先を記載するものとする。会社名や事務所名及び連絡先として記載することができるものとする。

7 ⑥は、原則として社会福祉士会員番号を記載することとする。

(改廃)

第5条 この要領を改廃する場合は、理事会の承認を得なければならない。

附則1 この要領は、2020年6月13日から施行し、4月18日から適用する。

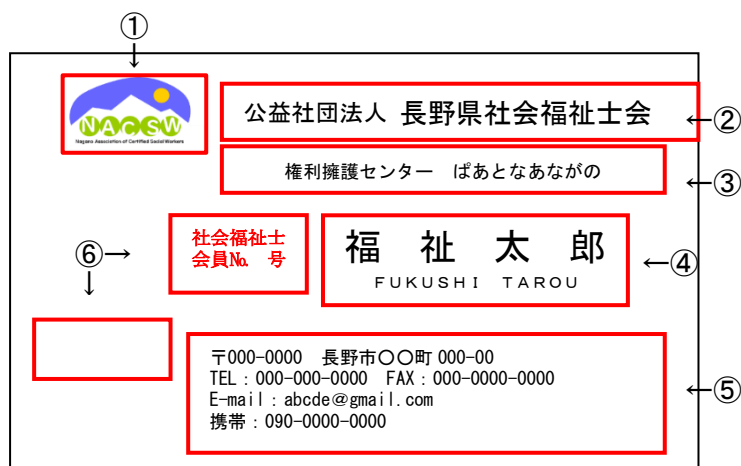
図1



図2



図3



名刺サイズ：タテ55mm × ヨコ91mm